



編集：日本弁護士連合会
国際室
03(3580)9741

主な記事

- 国際司法支援・登録制度始まる (5面)
- 大韓弁護士協会との交流会報告 (5面)
- 外国でがんばっています (6面)
- 国際室業務の概要 (6面)

●このニュースについては国際室までお問合せください。

国際室から情報発信！ 日弁連と世界をむすぶ架け橋

事務総長・国際室長 寺井一弘

日弁連50周年を迎えた1999年は、「日弁連国際年」と呼ぶに相応しい、日弁連の国際活動の飛躍の年であったといえます。

この1年を振り返りますと、日弁連の国際的な活動は質・量ともに急速に高まってきております。国際会議・セミナーの主催に始まり、国連や国際法曹団体の会議への出席、国連協議資格(特殊)の取得、国際司法支援活動への参加、海外調査団の派遣、外国法曹の表敬訪問への対応など、日弁連の国際活動は多様化するとともに国際的にもその活動が認知、評価されてきました。中でも日弁連が本年9月に主催した第10回アジア弁護士会会長会議は、この10年間の日弁連の国際交流活動の集大成と位置づけられるものとなりました。

社会のグローバル化が進展し、世界の情勢が日本の諸制度にも影響をもたらす今日、日弁連は常に世界を視野にいた活動を心がけていかなければなりません。このような時代の要請に応え、内外の国際化の需要に迅速かつ適切に対応していくために、本年7月、国際室が新設されました。

新生国際室は、21世紀の国際社会で求められる法律家の役割を見つめながら、これまでの活動をベースに情報ネットワーク網を確立し、それを通じて、日弁連から世界へ交流の輪を広げ、弁護士、弁護士会の国際活動の充実・発展の力となれるよう誠実に職務に取り組んでいきたいと考えています。

国際司法支援

弁護士登録制度始まる！

本年9月「国際司法支援活動弁護士登録制度」が創設された。この制度は、開発途上国に対する立法・法曹養成の援助、選挙監視などの法律施行監理、国際機関への人材派遣など、益々高まる国際司法支援活動への弁護士に対する参加の要請に応えるとともに、国際司法支援活動に関わる弁護士の情報交換の場を提供するデータバンクとしての機能を有するものである。日弁連内外の反響も大きく、続々と登録申請が集まっている。

日弁連は、国際協力事業団(JICA)の重要政策中枢支援であるカンボディア及びベトナムの法制度整備支援プロジェクトにも協力し、1996年度以来、国内でのカンボディア法律家に対する法学研修に参加してきた。また、本年10月まで、山田洋一弁護士(46期)がカンボディア司法省において短期専門家として活躍し、その後任として今和泉学弁護士(47期)が1年間の長期専門家として同地に赴任した。ベトナム司法省においては、現在、武藤司郎弁護士(46期)が活動中であるが、その後任の弁護士も日弁連が推薦することになっている(日弁連の法制度支援活動及び登録制度に関しては、矢吹公敏「国際司法支援と弁護士」(自由と正義1999年10月号)に詳しい)。このような日弁連及び日弁連会員の活動は、相手国及びJICAから高く評価されており、本年度はベトナム司法大臣とカンボディア司法大臣

国際室は発足以来、「日弁連と世界をむすぶ架け橋」をスローガンに掲げ、海外法曹、国際機関、海外在住会員等とのネットワークの確立、弁護士・弁護士会の国際活動や各國の司法制度に関する情報収集・管理、データベースの作成などの基盤づくりに精力的に取り組んできました。

そして、会員の皆様方と国際活動に関する情報やネットワークを共有していくために、年2回、「国際室たより」を発行することになりました。この「国際室たより」は単なる活動の紹介にとどまらず、日弁連の国際活動の展望や21世紀の国際社会を生きる新しい弁護士像などについて情報や意見を交流する会員参加型の紙面にしたいと考えておりますので、皆様がお持ちの情報やご意見等を国際室までお寄せくださいますようお願いします。

なお、12月の臨時総会で国際室規程を一部改正し、現国際室長代行の上柳敏郎嘱託が国際室長に就任する予定になっておりますことを併せてご報告いたします。

今後とも国際室の活動に皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔国際室のスタッフと業務紹介はウラ面に〕



ニューヨーク大学(NYU)・ カリフォルニア大学バークレー校(UCB) ビジティングスカラー・プログラム推薦者決定

日弁連とNYU・UCBとの間で行われている、ビジティングスカラー・プログラムの2000年度推薦者が、10月29日開催の正副会長会で決定した。このプログラムは、NYUが3回目、UCBが初めての募集であり、述べ8名の応募者の中から、NYUに牛島聰美会員(東京弁護士会)、UCBに設楽あづさ会員(埼玉弁護士会)が推薦された。

今後、日弁連でのレクチャーを経て来年夏に渡米する予定。国際室でも両会員の活躍を期待している。なお、この募集は来年度以降も引き続き行われる。募集要項は来春発表の見込である。

がそれぞれ日弁連を訪問して謝辞を述べるとともに、さらなる協力の要請があった。カンボディアの弁護士で、カンボディア司法支援に当初から参加している甲斐峰雄氏も「弁護士(会)レベルの支援活動がより充実するのみならず、必要不可欠な人材育成に貢献するだろう」と熱い期待を寄せている。また、竹内洋副会長も「今後の日弁連の国際活動をさらに発展させるためにも、ぜひ多くの方々の登録をお願いしたい」と述べている。登録制度に関するご質問等は、日弁連企画部国際課まで。

国連協議資格取得記念 第5回国際交流セミナーの講師決まる

平成12年3月16日(木)午後3時から、講堂クレオで恒例の国際交流セミナーを開催する。今回のセミナーは、日弁連の国連協議資格(特殊)の取得記念行事に位置づけ、資格取得を広報するとともに同資格の意義と活用のあり方を考える。

講師には、アムネスティ・インターナショナル元日本支部長のイーデス・ハンソン氏とセネガルの弁護士で国連人権高等弁務官事務所ニューヨーク事務所長のバッケレー・ンディアイエ氏を迎え、国連及びNGOの人権活動やNGOの活動の意義・役割などについての講演を予定している。

午後6時から引き続きレセプションを開催し、関係官庁、大使館、人権NGOの関係者などと交流を図る機会を持つ。

大韓弁協との 交流会 in Seoul '99



日弁連と大韓弁協は、毎年、交流会を行っており、今年で13回目を迎えた。これまで東京とソウルと交互に開催されているが、今年はソウルの開催順であったために、10月17日から19日まで、小堀会長をはじめ、副会長・事務総長・事務次長・国際室嘱託・事務局の総勢12名がソウルを訪問した。事前に予想はしていたものの、ソウル金浦空港では、いきなり冷たい冬の雨に迎えられた。しかし、大韓弁協側の手厚いもてなしに、日弁連一同は寒さを忘れる心持ちであった。

17日は、夕方、大韓弁協の崔徳彬監事の案内で景福宮と国立中央博物館を見学し、朝鮮半島の歴史と文化にふれた。夜は、大韓弁協によって、ホテル・ロッテ内で歓迎の晩餐会(フランス料理)が格調高く優雅に催された。

翌日は、朝から忙しい一日であった。まず、弁護士会館内で「司法制度改革」をテーマとして懇談会が行われた。大韓弁協においても、日弁連と同様に司法制度改革に対して積極的・主体的に取り組んでいる。時間の制約があり十分な意見交換ができなかったのは残念であるが、韓国の司法制度改革問題から日弁連が学ぶべきことは多く、有意義な懇談会であった。

その後、弁護士会館近くの中華料理の昼食を挟んで、大法院(最高裁判所)と憲法裁判所を表敬訪問した。いずれも、法院長(最高裁長官)と憲法裁判所長が対応してくれた。特に憲法裁判所長のフランクな人柄は、大変魅力的であった。法廷内で記念撮影等をした後、弁護士70名ほどが所属する法務法人を駆け足で見学した。夜は市内の高級料亭にて、金昌国協会長主催の韓国式宴会となり、両会の相互理解と親交を一層深めることとなった。東京で開催される来年度の交流会は、より充実したものとしたい。

(国際室嘱託 田中みどり)

カンボジア法制度支援に参加して 在プノンペン・弁護士 今和泉 学



私は、この度、日本のカンボジア王国に対する法制度整備支援事業に係る現地派遣員としてカンボジアの首都プノンペンに赴任してまいりました。日本も近時ベトナムなど旧社会主義諸国・発展途上国に対する法制度整備支援を積極的に進めており、日弁連も国際交流委員会を通じて多くのプロジェクトに関わってきています。

私が参加する今回のプロジェクトはカンボジアの民法と民事訴訟法を3年以内に起草することを具体的目標として本年2月から開始されたものですが、本プロジェクトについても、その事前調査段階から桜木和代会員・山田洋一会員・矢吹公敏会員を始めとする会員の方々が参画しております。私はその後を引き継ぎ、法学者及び法曹実務家を中心として構成された日本国内の作業部会と協力しながら、現地で調査・指導・連絡調整などの業務を行うことになります。法制度整備支援といつても、支援国の成文法をそのまま輸出するのではなく現地の文化・慣習に依拠した草案を作成することが求められるわけですから、決して容易な仕事ではありませんが、現在のカンボジアが法の支配する社会に脱皮するための最も重要なインフラ作りのために尽力したいと思います。

お役にたちます…国際室の業務内容とスタッフ

シンポジウム企画や調査の際に

国際室が取り組んでいる主要業務の一つがデータベースの整備です。集約中の情報は、日弁連が連絡をとってきた国際機関の連絡先、これまでお世話になつた通訳や翻訳者、国際室にある国際人権関係・各國法・法曹関係資料などの書籍一覧のほか、日弁連への表敬訪問者、執行部や委員会の外国出張・調査先、講演会やシンポジウムに招いた講師などです。弁護士会や委員会でシンポジウムや勉強会をする際や、外国調査を企画するときに役立つものを目指しています。

外国調査の際に

データベースの整備とともに、外国調査の際に外務省や国際機関へ協力ををお願いするノウハウを蓄積することにも努めています。外国の法曹団体と友好関係を締結している弁護士会や、法律家をメンバーとする国際友好・協力団体の情報も整え、外国の法曹や機関との日常的な情報交換にも努めます。

留学やセミナー参加、就職を考えている方に

海外留学中や海外在住の会員のリストや、留学経験のある会員や研究者の情報を集めています。ニューヨーク大学などへの客員研究員派遣は軌道に乗り、国際司法支援活動弁護士登録制度も始まりました。国際機関からの弁護士求人情報もあります。長期の留学だけでなく、1、2週間のセミナーやサマースクールの情報もあります。身近に留学体験者がいない方のご相談にも応じます。

日弁連の国際活動に参加したい方に

カンボジア司法支援などをしている国際交流委員会、外国での人権侵害へも目をむけている国際人権委員会、WTO/GATSの動向を注視している外

ベトナム法整備支援に参加して 在ハノイ・弁護士 武藤 司郎

私が1996年12月24日に国際協力事業団(JICA)の長期専門家としてベトナム司法省に派遣されてから、3年になります。武藤会員(左から4人目)としている。ベトナム法整備プロジェクト第一期は、今年の11月30日で終了し、1999年12月からはさらに3年間のプロジェクト第二期が始まる。第二期では、ベトナム側のカウンターパート(担当部局)として、司法省だけではなく、最高人民検察院や最高人民裁判所もカウンターパートとなることが予定されており、これに平仄を合わせる形で、日本側の長期専門家も、私の後任になる弁護士だけでなく、法務省から検事が1人派遣されることになり、さらに、最高裁判所からもベトナムの裁判官の研修にあたる専門家の派遣が検討されていると聞いている。

発展途上国に対する法整備支援は、国家機関だけにまかしておいてよい問題ではない。特に当プロジェクトの目的は、市場経済関連法の整備であるので、民・商事法という市場経済法を日々使用している民間の弁護士の役割は非常に重要である。また、刑法においても、国家の管理対象とみなされがちな被疑者・被告人側の観点から法整備支援に参加することは、どの分野でも「国家管理」が強調される傾向にあるベトナムにおいては大変必要であり、またこれは在野の弁護士こそよくなしうることである。日弁連がプロジェクト第二期において日本側のカウンターパートの一員となることを強く願っている。



国際室・国際課のスタッフ

国弁護士及び国際法律業務委員会など、日弁連の国際活動の情報も扱っています。興味をお持ちの方は是非ご連絡ください。

「日弁連と世界をむすぶ架け橋 国際室」をスローガンに、国際室国際課スタッフ一同努力します。行き届かぬところも多いかとは思いますが、是非お気軽にお問い合わせをいたたくとともに、情報提供をお願い申し上げます。

マイル貯まれど

在フランクフルト・弁護士 田中 幹夫



ドイツの事務所に移籍して満5年を経たのを機に中間決算を試みる。まず資産の部:合弁案件での日独企業の代理、EU競争法、東欧流通網構築からロシアでの合弁会社設立まで多彩な経験を得る機会に恵まれた。その副産物として膨大なマイルの蓄積(年12万マイル、約20万キロ飛んだ年もある)。

次に負債の部:巨大事務所に飼われる外弁には、夜間飛行的(「先が見えない」の意。「お先真っ暗」ではない)将来・一部の人種偏見・子供の教育問題等の悩みがつきまとつ。同じ困難を共有する外弁同士が集まる傾向があり外弁労組と揶揄される。また現地の大学で薄給でも日本法の講座を持ったりするのも単に趣味だけではなく、日本とは別の意味の学歴社会であるドイツの組織で博士号無しで生き延びる為でもある。更に、税(場所柄、旧東独復興協力税という項目まである)と社会保障併せて収入の4割が天引きされる。

結論。マイル貯まれど金貯まらず。

常夏の国での弁護士

在シンガポール・弁護士 高谷知佐子



シンガポールで研修を始めて2カ月がたちました。研修先は、ローカルの法律事務所で、業務の大半は、訴訟活動と会社法務です。事務所の雰囲気は日本とあまり変わらず、ボス弁がいてイソ弁がいて、電話がジャンジャン鳴り、事務員さんが弁護士の居所を探し回り、訴訟記録が床に積み上り…といった具合です。

弁護士の生活も、万国共通なのか、私も、週末ともなるとゴルフ三昧の日々を送っています。ただ、常夏の地にもかかわらず、大英帝国の伝統の故か、弁護士が法廷に行くときには、必ず黒のスーツに白いシャツを着用し、さらに公開法廷の場合にはその上から黒の法服を着なければなりません。

シンガポール(人口約300万人)の弁護士数は約3000人ほどです。土地柄、転職に関して全く抵抗のない社会ですが、弁護士も例外ではなく、イソ弁は高い給料を求めてどんどん事務所を変わります。雑感的になりましたが、多少なりとも常夏の国での弁護士像を掴んでいただければ幸いです。

シンガポールにご出張・ご旅行の際には、ぜひご一報ください。

国際室日誌

1999年7月1日	国際室発足
7月8日	国際室発足の挨拶回り
8月24・25日	パラグアイ駐日大使との面会
8月25日	台北弁護士の表敬訪問
9月2~4日	第10回アジア弁護士会会長会議(東京)
9月7・8日	ローエシア大会参加(ソウル)
9月13日	A B A・C C B E の表敬訪問
9月24日	カンボジア法務大臣の表敬訪問
9月29日	イギリス・ウォーウィック大学関係者の訪問
10月5日	イギリス・エセックス大学関係者の訪問
10月17~19日	大韓弁護士協会との定期交流会(ソウル)
10月20日	中国司法部の表敬訪問
10月21日	大韓民国裁判官の表敬訪問・研修
10月22日	東京弁護士会国際委員会との懇談
10月25日	ソウル地方弁護士会の表敬訪問
10月27日	中国江蘇省法律師協会の表敬訪問
11月11日	中国全国人大代常務委員会法制工作委員会の表敬訪問
11月17日	イギリス・法曹協会会長との懇談
11月18日	日弁連創立50周年記念式典・祝賀会外国来賓への対応
11月24日	ベルギー上院議長夫人(弁護士)の表敬訪問
11月30日	外国法事務弁護士協会の表敬訪問